

下水道局 発注工事における熱中症対策(新規)

猛暑期間の作業回避等の取組

下水道局では「土木工事における猛暑期間の作業回避等に関する実施要領」を制定し、施工時間帯のシフトや休憩時間の拡大、盛夏(7・8月)における一斉休工等の取組を実施します。

1 取組内容

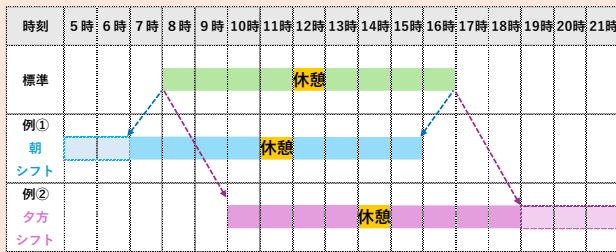
猛暑期間(6月~9月)の土木工事において、地域の実情や現場状況等を考慮し、受注者からの申し出に基づき、受発注者協議の上、以下の取組を実施します。

取組②~④について、実施に伴う工期延伸や費用増額等が必要となる場合は、発注者と協議をお願いいたします。(猛暑日を考慮した工事の一部中止等(※裏面参照)とも組合せ可能)。

① 施工時間帯のシフト

猛暑期間における昼間の施工時間帯をシフトする取組です。
実施に当たり、交通管理者や地元の方の理解を得る必要があります。

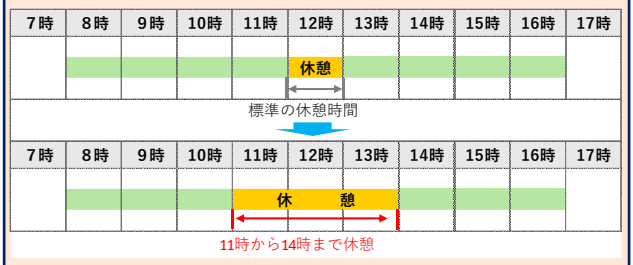
<イメージ>



② 昼休憩時間の拡大

猛暑期間における昼休憩時間を拡大する取組です。

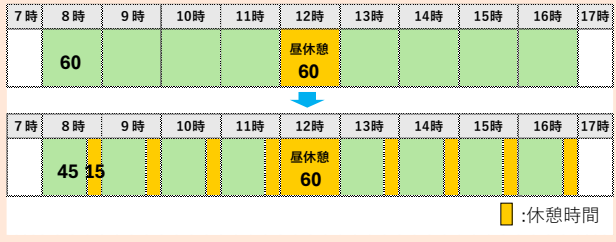
<イメージ>



③ 小刻みな休憩

猛暑期間において、昼休憩時間以外に小刻みに休憩する取組です。

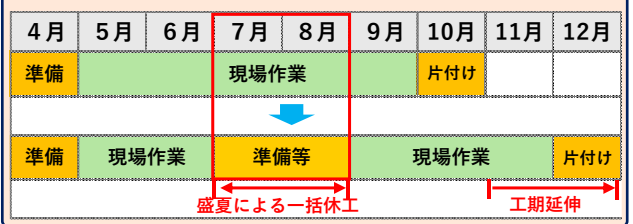
<イメージ>



④ 盛夏における一斉休工

盛夏(7・8月)において、現場作業を一斉休工とする取組です。

<イメージ>



2 その他

実施要領は、東京都下水道局ホームページから入手できます。

(<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/necchusho>) ※ 令和8年6月1日公開予定



猛暑期間の交通誘導員(交替要員)の計上

猛暑期間における暑さ対策として、交通誘導員を追加で配置する場合、適切な人数(交替要員)を計上できます。詳細に関しては、事前に発注者と協議をお願いいたします。

下水道局 発注工事における熱中症対策(継続)

熱中症対策に伴う 工事の金額・工期の設定について

下水道局発注工事では、熱中症対策の適切な実施に伴い、工事の金額や工期の設定について、工事変更等による対応を行っております。

《① 現場の施設や設備に対する熱中症対策》 【対象：土木工事】

令和7年6月1日に積算基準を改定しました。改定後の基準を適用する工事（※）においては、現場の施設や設備に対する熱中症対策（日よけテント、ミストファン等）について、工事変更により、現場で実施した熱中症対策の費用を積上げることができますので、監督員にご相談ください（積上げ額には上限があります）。

※ 積算基準の適用年月日については、監督員にご確認ください。

《② 作業員個人に対する熱中症対策》 【対象：土木工事】

作業員個人に対する熱中症対策（ウェアラブル機器、ファン付き作業服等）について、工事変更をすることができますので、監督員にご相談ください。

詳細については、下水道局HPをご参照ください。

URL：<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/nettyuusyou-hosei-shikou>



※ **【建築工事】**では、共通仮設費及び現場管理費において、**【設備工事】**では、共通仮設費において、①及び②に係る費用を、契約時に見込んでいるため、工事変更の対象とはなりません。

《③ 猛暑日を考慮した工期設定》 【対象：土木工事】

猛暑による作業休止を考慮する場合の割増率を用いて、設計工期を算定しています。

※ 「猛暑の条件に影響されない作業」等は対象外。

※ 割増率は、過去5年間のWBGTが31(°C)以上の時間を日数換算した値から設定。

《④ 工事の一時的な中止に伴う工期延伸》 【対象：すべての工事】

- ・ 作業日又は前日に熱中症（特別）警戒アラート(※)が発表された場合
- ・ 作業日のWBGT実測値が31度以上(※)の場合

工事現場の状況を踏まえ、作業の一時的な中止を含めた検討が必要です。

工期の延伸等が必要となる場合は、発注者と協議をお願いいたします。

詳細については、下水道局HPをご参照ください。

URL：<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/rojoukouji>



※ 熱中症（特別）警戒アラート、WBGT実測値は、環境省HPにおいて公表されており、配信サービスもございます。

URL：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

